

## 8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	
<b>① 現状分析</b>	<p>ラッシュ時のバスの速達性・定時性の確保等、公共交通サービス水準を向上するとともに、郊外においては、不採算路線の廃止に伴う、住民の移動手段の確保が喫緊の課題となっている。</p> <p>中心市街地周辺の住宅地においては、高低差のある地形や狭隘な道路幅員などから、交通アクセスが十分とは言えないところも見られ、高齢社会を見据えて公共交通の充実が求められている。</p>
<b>② 事業の必要性</b>	<p><b>【公共交通機関の利便性の増進を図るための事業】</b></p> <p>バス交通の充実と中心市街地の歩行者・自転車通行量の増加を目指すとともに、路線バスの利便性、快適性の向上を図るために、これまで取り組んできた事業に対して継続的かつ発展的に取り組むとともに、バス利用の快適性と利便性の向上を図るための事業を総合的に推進する。</p> <p>公共交通機関や駐車場利用者の中心市街地内での円滑な移動と、回遊性の向上を図るため循環バスを運行する。</p>
<b>③ フォローアップ</b>	<p>年1回、基本計画に位置付けた取り組みの進捗調査を行い、目標指標への効果を把握しながら、必要に応じて事業の改善などの措置を講ずる。</p>

## [2] 具体的事業の内容

### (1) 法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

### (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

該当なし

### (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

該当なし

### (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他事項
<p><b>〔事業名〕</b> 住民バス等運行事業</p> <p><b>〔内容〕</b> ○山の手地区での乗合タクシーの運行 ○対象区域（中心市街地：日和が丘、中心市街外：大手町、宜山町、泉町、羽黒町の一部、南光町の一部）</p> <p><b>〔実施時期〕</b> 平成22年度～</p>	山の手地区乗合タクシー運行協議会	<p>高台にある山の手地区において、中心市街地などへの通院や買い物をする方の利便性、快適性の向上を図るために乗合タクシー（セダンタイプタクシー車両）を運行する。平日（月曜日～金曜日）で1日9便。運行時間の45分前までに電話で予約するシステムをとっている。</p> <p>本事業は、定住人口、2拠点施設の利用者数及び歩行者・自転車通行量の増加に効果のある事業である。</p>	<p><b>〔支援措置〕</b></p> <p><b>〔実施時期〕</b></p>	

